

高岡市ふれあい福祉センター感染拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中、市所管施設については、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」などの一人ひとりの基本的な感染対策をお願いするとともに、密集、密接、密閉の「3密」の同時発生を防止し、感染リスクを軽減するなどの基本的な感染防止対策の徹底をしたうえで運営することが求められています。

高岡市ふれあい福祉センターでは、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や来館者の動線や接触等を考慮し、次の対策を講じます。

【施設の衛生管理】

- 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、テーブル、いすの背もたれ、電気のスイッチ、手すり、蛇口、エレベーターのボタンなど）は、定期的に塩素系消毒剤を薄めた液による清拭消毒を行います。
- 複数の人の手が触れる場所・物品を最小限にし、やむを得ない場合は清拭消毒を行います。
- 来館者の密集する場所を見直し、来館者同士の距離（介助者を除く。）をできるだけ2 m（最低1 m）あけるよう対策を講じます。距離を保てない場合は、利用を制限します。
- 入口及び施設内の各事務所窓口に手指消毒剤を設置します。
- 換気を定期的に行います。
- 事務所の窓口など人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽します。
- トイレには、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示します。
- トイレのハンドドライヤーを停止します。
- 備品等の貸出物については十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを制限します。
- 対面での飲食や会話を回避するよう館内に表示します。

【来館者への対応等】

- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人の来館の自粛を、ホームページ、施設入口への掲示等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めます。
- 家族等に発熱等の風邪症状がみられる場合は、施設利用の自粛をお願いするとともに、施設利用許可の際に、施設を安全・安心に使用していただくための留意事項を説明し、協力を求めます。
- 来館者には、原則、マスクの着用、検温、手指の消毒をお願いします。ただし、マスクの着用について、乳幼児及び就学前の子ども並びに障がい及び病気の理由により着用できない方の場合はこの限りではありません。
- 講座、講義等の主催者には、「3密」の回避に十分な配慮と、参加者のマスクの着用、検温、手指の消毒の徹底をお願いします。措置を講じることが難しい場合は、施設の利用を制限します。
- 研修室等の利用者には、「3密」の回避に十分な配慮と、マスクの着用、検温、手指の消毒の徹底を求めます。（施設利用時に非接触型体温計を貸出します。）
- 検温等の実施を確認するため、貸館利用の代表者には、利用者の体温を記入するチェックリストの作成及びその提出を求めます。
- 貸館利用者は、利用後、利用した部屋の机、椅子などの消毒を行います。（病気等の理由により利用者が消毒を行うことが難しい場合は職員が行います。）
- センターが、ガイドラインに沿った感染防止対策を実施していることを、ホームページ、施設入口への掲示等により周知し、理解を求めます。

【職員の衛生管理】

- 全職員に出勤時の体温チェックを徹底します。風邪の症状や発熱がある場合や、感染の疑いがある場合には、医療機関を受診させ、体調が万全に回復するまで勤務させません。
- マスクを着用し、業務の前後に、手洗いや手指の消毒を徹底します。
- 職員の同居者等にコロナウイルス感染の疑いがある場合（感染者への接触があったことが判明した場合など）には、直ちに保健所等の指示を仰ぎ、自宅待機とします。

【ふれあい福祉センター教養講座について】

- 高齢者、障がい者を対象とした講座であるため、参加者の検温と手指の消毒を徹底します。
- 受講者同士、講師との距離は、2 m（最低1 m）あけるよう対策を講じ、開催場所の変更や机の配置を工夫します。
- 講座参加中は、マスクの着用をお願いします。ただし、マスクの着用について、障がい及び病気の理由により着用できない方の場合はこの限りではありません。
- 講座の受講に必要な道具等を複数の受講者で共用しないようにするため、必要な道具等を持参してもらうよう周知します。やむを得ず共用する場合は、こまめに消毒します。

【福祉体育館について】

- 運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとするものの、利用の受付・準備、後片付けなどの運動・スポーツ等を行っていない間、特に会話をする時には、マスクの着用を求めます。
- 運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離（少なくとも2 m）をあけるようお願いします。（介助や誘導等の必要な場合を除く。）

【福祉バスについて】

- 基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

【調理実習室】

- 飲食する場合は、人との距離を確保し、対面ではなく横並びで黙食するようお願いします。やむを得ず、対面する場合は、アクリル板等で遮蔽してください。
- マスクをしない時は会話を控えてください。会話をする場合は、マスクを着用するようお願いします。

【その他特記】

- 研修室等、調理実習室及び多目的ホールは、大声での発声が伴わない利用については、会場の換気等必要となる感染防止対策を講じた上で、各部屋の利用定員の範囲内で使用することができます。
- 合唱やコーラスなど大声を伴う利用については、定員の半数以下での使用とします。
- 多目的ホールの配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにお願いをします。
- 施設内で飲食をする場合は、利用を許可された部屋、もしくは、ロビー等の決められた場所でのみお願いします。その際、人との距離を確保し、対面ではなく横並びで黙食するようお願いをします。やむを得ず、対面する場合は、アクリル板等で遮蔽してください。
- 施設全体を使用するイベント等を開催する場合は、利用に関する取り決め事項について、別途、施設の管理者と協議してください。その際、このガイドラインに沿った感染症対策を行っていただきます。
- トレーニングルームのトレーニング器具及びシャワーの利用は、当分の間休止します。
- 囲碁・将棋コーナーは、飛沫感染防止対策の徹底が難しいため、当分の間休止します。
- 入居団体等についても、このガイドラインに準じた感染症対策をお願いし、安全・安心に施設利用していただけるよう取り組みます。
- 今後、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、ガイドラインの内容を変更する場合があります。